

現行入管法上の問題点



令和3年12月
出入国在留管理庁

【目次】

1	現行入管法上の問題点（概要）	P1
2	日本人と外国人との共生社会の実現	P2
3	不法残留の現状	P3
4	退去強制手続の問題（→送還忌避者の発生）	P4
5	送還忌避者の全体像	P5
6	難民認定制度の現状	P8
7	送還受入れ拒否国への対応	P11
8	送還妨害行為の具体例	P12
9	長期收容の問題	P13
10	仮放免の問題	P14
11	被收容者にかかる経費（医療費等）	P15
12	（参考資料）諸外国法制について	P16

現行入管法上の問題点（概要）

共生社会の実現【P2】

- 来日外国人数・在留外国人数が増加する中、入管庁は、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指している。

	H22	→	H26	→	R1
入国者	944万人		1,415万人		3,119万人
在留者	209万人		212万人		293万人

不法残留の現状【P3】

- 平成27年以降増加傾向

	H5	→	H26	→	R3
不法残留	30万人		5.9万人		8.3万人

退去強制手続の問題【P4】

- 退去強制令書が発付されたにもかかわらず退去を拒む者（送還忌避者）が存在

○ 不法残留者	合計	約8万3,000人
○ 摘発等	年平均	約1万7,000人
○ 帰国を拒む者	累計	3,103人

送還を妨げる理由（法の不備等）

- ・ 難民認定手続中の者は送還が一律停止
- ・ 退去を拒む自国民の受取を拒否する国の存在
- ・ 送還妨害行為による航空機への搭乗拒否

送還忌避者の全体像【P5～P7】

送還忌避者：**3,103人**（多数の前科者を含む）

- ・ 収容中：248人
- ・ 仮放免中：2,440人
- ・ 仮放免逃亡で手配中の者：415人

送還忌避者3,103人中994人に前科あり

- ・ 罪種別では、薬物関係法令違反、入管法違反、窃盗・詐欺が上位を占める
- ・ 半数近くが難民認定申請中

送還忌避者3,103人中

- ・ 収容期間6月以上の者は204人
- ・ 仮放免10年以上の者は258人（半数以上が難民認定申請中（全て複数回申請者））

難民認定制度の現状【P8～P10】

- 難民認定申請者に就労を認める運用開始からH29年まで右肩上がりに申請者が急増
→ その影響で、審査処理期間が長期化

	H22	→	H27	→	H29
申請	1,200件		7,600件		2万件

（一次）	H24	→	H27	→	H30
処理期間	5.8か月		8.1か月		13.2か月

- 申請者の相当数が難民条約上の理由に直ちに該当するとは思われない理由で申請
- 悪質な犯罪行為に及んだ者であっても送還停止効により送還困難

送還受入れ拒否国への対応【P11】

- イランは、平成28年1月以降、送還忌避者の送還を受入れないようになったが、受け入れ再開を求める交渉を行っている。

- イランの送還忌避者は330人中
 - ・ 167人が懲役1年を超える実刑判決
 - ・ うち9割以上が薬物関係法令違反で有罪判決

送還妨害行為の具体例【P12】

- 送還中に航空機の中で大声を上げたり、激しく抵抗して機長の判断により搭乗拒否
- 平成28年以降、護送官付き送還が完遂できない事例が、10件発生

長期収容の問題【P13】

- 収容中の外国人が退去を拒み続け、かつ、送還停止効等の事情により、収容が長期化する場合がある。

仮放免の問題【P14】

- 中には仮放免目的の拒食も発生
- 仮放免中の逃亡事案や仮放免中に犯罪を犯す事例が発生
- 特定の弁護士や支援者が身元保証人を務める者の逃亡事例が発生

被収容者にかかる経費【P15】

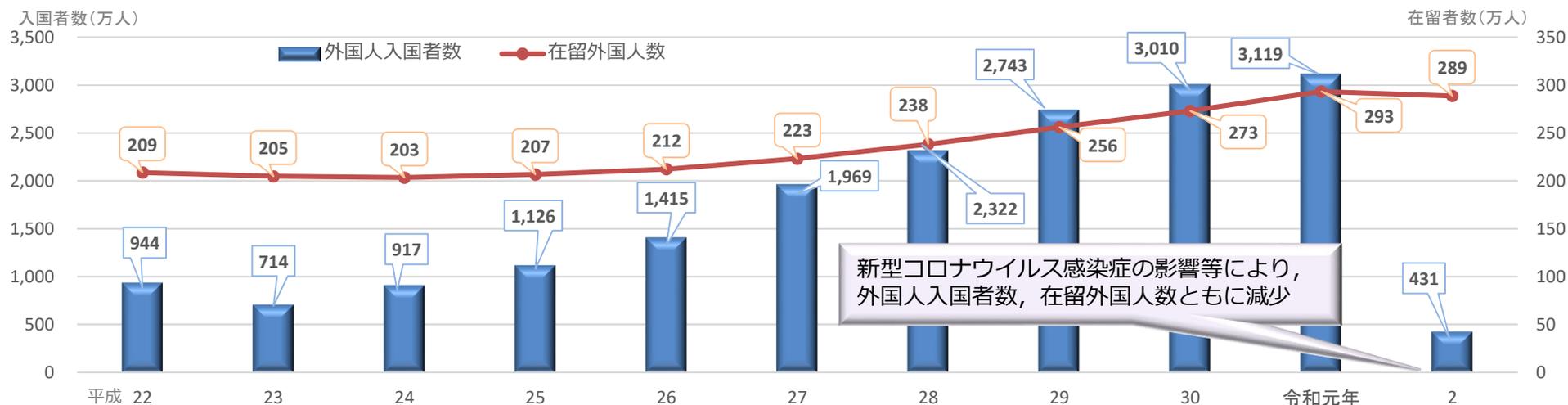
- 近年、被収容者の医療費は、入院・通院治療費と薬品費を合わせ、年間2億円超
- 近年、食糧費は年間3億～5億円台で推移

日本人と外国人との共生社会の実現

共生社会の実現

- 来日外国人が3,000万人を超え、在留外国人も約300万人に迫る中、出入国在留管理庁は、入管法に基づき、外国人の出入国及び在留の管理を行っている。
- 日本人と外国人が**安心して安全に暮らせる社会を実現するためには**、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、**受け入れられる側の外国人もまた、日本のルールを理解に努め、守っていくことが必要である。**
 - ※ 大多数の外国人は、社会を構成する一員としてルールを守って入国・在留している。
- **我が国に入国・在留する全ての外国人が適正な法的地位を保持することにより、外国人への差別・偏見を無くし、日本人と外国人が互いに信頼し、人権を尊重する共生社会の実現を目指す。**

外国人入国者数・在留外国人数の推移



(注) 令和2年末で在留外国人数は、約289万人であり、日本の総人口に占める外国人の割合は約2.3%と上昇傾向にある。

(出典) 報道発表資料「令和2年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について」, 「令和2年末現在における在留外国人数について」等

不法残留の現状

不法残留の現状

- ごく一部の外国人がルールを守らず不法残留者となっている。
(参考) 在留資格「短期滞在」での新規入国者の不法残留発生率は約0.04%
- **出入国在留管理制度は、在留資格と在留期間を基本とする**ものであり、不法残留自体が制度上、大きな問題
(参考) 入管法第70条では、不法残留自体が犯罪とされている。
(3年以下の懲役・禁錮又は300万円以下の罰則(併科可))
- また、在留資格のない不法残留者は、就労することができず、十分な行政サービスも受けることができないなど、社会的地位が不安定であり、人道上の問題が生じ得ることに加え、社会不安を増大させかねない。
⇒ **不法残留者を放置することは適当でない。**
- もっとも、不法残留者として退去強制手続が行われた場合であっても、人道上やむを得ない事情等があると認められる場合には、個別の事情を勘案して在留を特別に認めている。
(参考) 過去3年(H30年～R2年)の年平均の在留特別許可件数 約1,400件(在留希望者からの不服申立てに対する許可の割合 約69%)
- 他方で、そのような事情がない不法残留者については、法令に従い、適正かつ迅速に送還を実施していく必要がある。
⇒ **不法残留者「0」を目指す。**

不法残留者数の推移

○ **不法残留者 約8万3,000人** (令和3年1月1日時点)



退去強制手続の問題（→送還忌避者の発生）

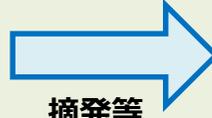
問題点

- 不法残留者等は、摘発等された後、出入国在留管理庁において、退去強制手続等を取り、大半が出国する一方で、**退去強制令書が発付されたにもかかわらず退去を拒む外国人（送還忌避者）が存在する。**

退去強制事由

- ・ **無期・1年超の懲役等の実刑に処せられた者**
- ・ **薬物関係法令により有罪判決を受けた者**
- ・ **不法残留者（所在不明含む。）**
（合計約8万3,000人）
- ・ **不法入国（上陸）者**

等



摘発等

年平均：約1万7,000人(注)

(注)過去3年(H30年～R2年)の年平均

退去強制手続等



退去強制手続による帰国者

出国命令による帰国者

帰国を拒む者（送還忌避者）

大多数が帰国

令和2年12月末時点で、
累計3,103人

送還を妨げる理由（法の不備等）

- 次のような事情が、退去を拒む外国人を強制的に国外に退去させる妨げとなっている。

① 難民認定手続中の者は送還が一律停止（送還停止効）

現行法上、難民認定手続中の外国人は、申請の回数や理由等を問わず、我が国で殺人等の重大犯罪を犯した者やテロリスト等であっても退去させることができない。(注)そのため、難民認定申請を繰り返し、日本からの退去を回避しようとする者が存在

(注) 諸外国と異なり、例外規定なし。P16参照

② 退去を拒む自国民の受取を拒否する国の存在【P11参照】

退去を拒む外国人を入国警備官が航空機に同乗して本国に連れて行く場合、その外国人を本国の政府に受け取ってもらう必要がある。しかしながら、**退去を拒む自国民の受取を拒否する国が存在**

(注) 一部の諸外国において、退去命令等の違反罪あり。P16参照

③ 送還妨害行為による航空機への搭乗拒否【P12参照】

送還するための航空機の中で激しく抵抗し、機長の判断により搭乗拒否され、送還が物理的に不可能となる。

(注) 一部の諸外国において、退去命令等の違反罪あり。P16参照

送還忌避者の全体像①／③

- 不法残留等により摘発等された外国人の多くは、出入国在留管理庁における強制送還等の手続の結果、国外に退去（出国）しているが、中には退去強制令書が発付された（行政手続上の退去強制手続が確定した）にもかかわらず退去を拒む外国人（送還忌避者）が存在。
- そのような外国人（送還忌避者）は、令和2年12月末時点（速報値）で3,103人（内訳）
 - ①行政手続上の強制送還が確定してるが収容施設に収容中の者（退令収容中）：248人
 - ②行政手続上の強制送還が確定してるが収容施設から仮放免中の者（退令仮放免中）：2,440人
 - ③仮放免中に逃亡して当局から手配中の者（退令手配中）：415人
- そのうち、難民認定申請中の者は、1,938人

国籍・地域別

国籍・地域		① 退令収容中	② 退令仮放免中	③ 退令手配中	総計
1	トルコ	1	413	12	426
2	イラン	25	255	50	330
3	スリランカ	25	174	112	311
4	フィリピン	14	197	31	242
5	ナイジェリア	23	146	2	171
6	ミャンマー	7	159	4	170
7	パキスタン	8	142	10	160
8	中国	18	106	23	147
9	ブラジル	25	107	10	142
10	ペル	10	91	15	116
	その他	92	650	146	888
	総計	248	2,440	415	3,103

難民認定申請中の者（申請回数別）

申請回数	① 退令収容中	② 退令仮放免中	③ 退令手配中	総計
1回	59	456	198	713
2回	36	631	77	744
3回	25	308	8	341
4回	1	114	0	115
5回	0	20	0	20
6回	0	5	0	5
総計	121	1,534	283	1,938

※ 退令：退去強制令書，仮放免：一時的に収容施設の収容を解く措置

送還忌避者の犯罪の態様

- 令和2年12月末時点（速報値）の送還忌避者3,103人のうち、994人が有罪判決を受けている。
- 罪種別内訳は、主なものとして
 - ①薬物関係法令違反：630件，②入管法違反：418件，③窃盗・詐欺：293件，
 - ④交通関係法令違反：249件，⑤傷害・暴行・恐喝等：141件，⑥住居等侵入：89件，
 - ⑦強盗・強盗致傷：58件，⑧性犯罪(強制性交等)：34件，⑨殺人7件（既遂5件，未遂2件）
 ※ 同一人が複数の罪名に当たる犯罪をした場合にはそれぞれ計上 ※ 罪種別の分類には未遂を含む。
- また、前科・刑期別の内訳は、
 - ①懲役7年以上：88人，②懲役5年以上～7年未満：87人，
 - ③懲役3年以上～5年未満（実刑）：137人，④懲役1年超～3年未満（実刑）：180人，
 - ⑤懲役1年以下（実刑）：42人，⑥執行猶予判決：404人，⑦罰金：56人
 （注）懲役1年超（実刑）：①～④計492人 懲役3年以上（実刑）：①～③計312人

罪種別

罪種	総計
薬物関係法令違反	630
入管法違反	418
窃盗・詐欺	293
交通関係法令違反	249
傷害・暴行・恐喝等	141
住居等侵入	89
強盗・強盗致傷	58
性犯罪（強制性交等）	34
殺人	7
その他	378
総計	2,297

前科・刑期別

前科・刑期	①	②	③	総計	うち難民申請中の者	割合
	退令収容中	退令仮放免中	退令手配中			
懲役7年以上（実刑）	23	60	5	88	45	51.1%
懲役5年以上～7年未満（実刑）	16	59	12	87	48	55.2%
懲役3年以上～5年未満（実刑）	20	106	11	137	59	43.1%
懲役1年超～3年未満（実刑）	38	126	16	180	66	36.7%
懲役1年以下（実刑）	10	27	5	42	12	28.6%
執行猶予判決	50	313	41	404	207	51.2%
罰金	9	40	7	56	29	51.8%
総計	166	731	97	994	466	46.9%

※ 罪種別は同一人の異なる罪名をそれぞれ計上

※ 罪種別の分類には未遂を含む。

※ 複数の前科を有する者はより重い前科・刑期を計上

送還忌避者の収容・仮放免期間等

- 令和2年12月末時点（速報値）の送還忌避者3,103人のうち、収容中の者248人の収容期間別の人数は、
 - ①6月以上：計204人，②1年以上：計137人，③2年以上：計74人，④3年以上：41人
- また，仮放免中の者2,440人の仮放免期間別の人数は，
 - ①1年以上：計1,847人，②3年以上：計1,452人，③5年以上：計1,001人，④7年以上：計727人，⑤10年以上：258人

収容期間別

収容期間	対象者
1月未満	9
1月以上2月未満	9
2月以上6月未満	26
6月以上1年未満	67
1年以上1年6月未満	39
1年6月以上2年未満	24
2年以上2年6月未満	17
2年6月以上3年未満	16
3年以上	41
総計	248

- 収容期間3年以上の者41人のうち，33人(約80%)が有罪判決を受けており，罪種別内訳は，
 - ①薬物関係法令違反：24件，②窃盗・詐欺：17件，
 - ③傷害・暴行・恐喝等：13件，④入管法違反：6件，
 - ⑤交通関係法令違反：5件，⑥住居等侵入：4件，
 - ⑦性犯罪：4件，⑧強盗・強盗致傷：1件，⑨その他：20件

※ 罪種別は同一人の異なる罪名をそれぞれ計上 ※ 罪種別の分類には未遂を含む。

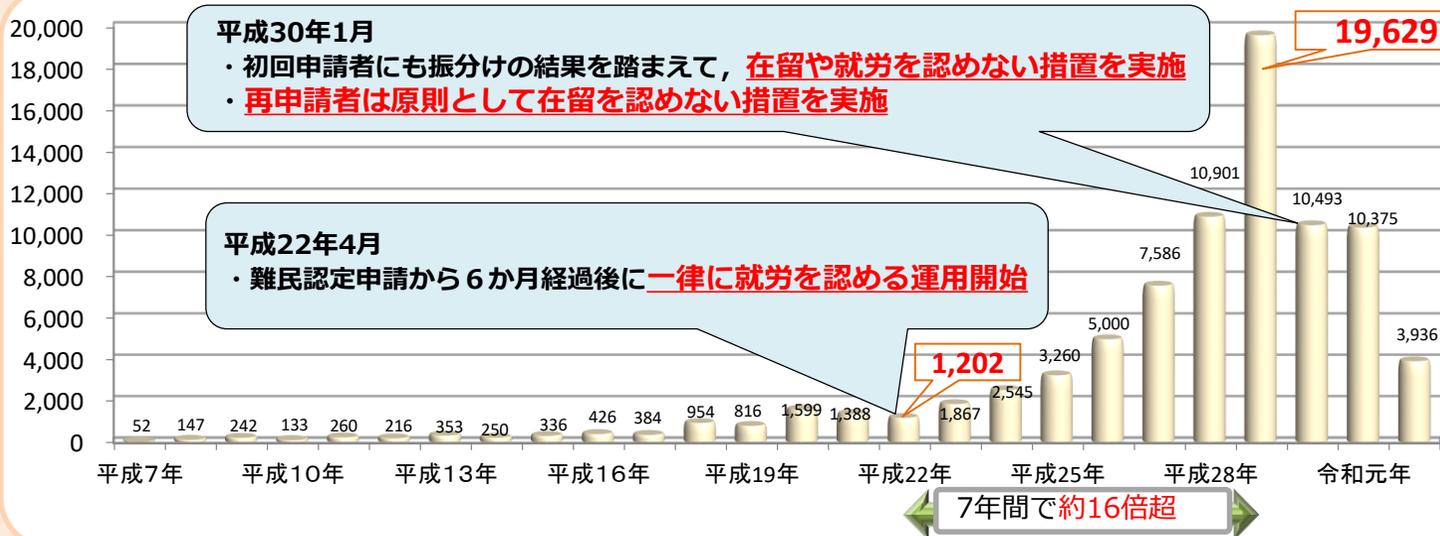
仮放免期間別

仮放免期間	対象者
1年未満	593
1年以上2年未満	224
2年以上3年未満	171
3年以上5年未満	451
5年以上7年未満	274
7年以上10年未満	469
10年以上	258
総計	2,440

- 仮放免期間10年以上の者258人のうち，160人(約62%)が難民認定申請中(全て複数回申請者)。申請回数の内訳は，
 - 1回：0人，2回：30人，3回：70人，4回：47人，
 - 5回：9人，6回：4人

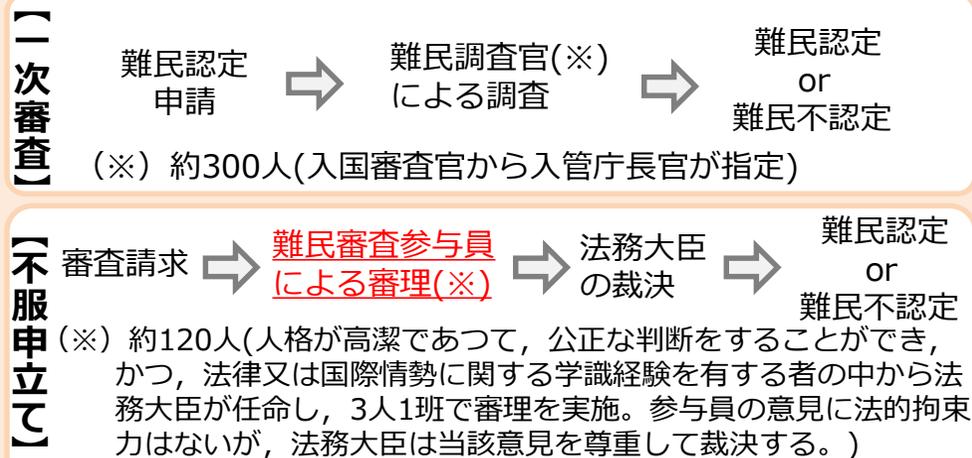
難民認定制度の現状①/③

難民認定申請者数の推移



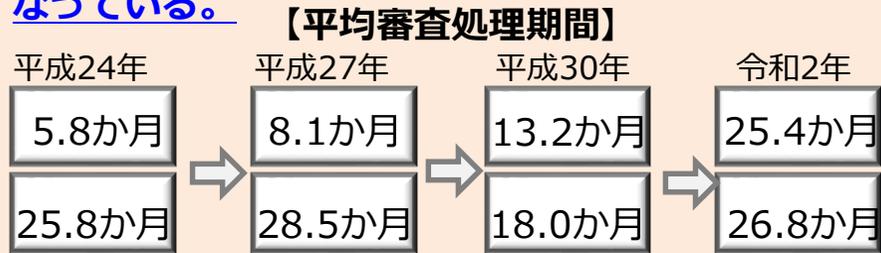
	難民認定数	人道配慮数
H22年	39人	363人
H23年	21人	248人
H24年	18人	112人
H25年	6人	151人
H26年	11人	110人
H27年	27人	79人
H28年	28人	97人
H29年	20人	45人
H30年	42人	40人
R1年	44人	37人
R2年	47人	44人

難民認定手続（流れ）



難民認定申請者数の増加に伴う影響

- 難民認定申請者数の増加(誤用・濫用も含む)に伴い、**審査処理期間が長期化**
 → **その結果、本来庇護すべき者の迅速な救済が困難になっている。**



※ 上段：一次審査 下段：不服申立て

難民認定申請の実態

難民条約における「難民」の定義

- ・ 人種
- ・ 宗教
- ・ 国籍
- ・ 特定の社会的集団の構成員であること
- ・ 政治的意見

を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもの

R3.4.21 衆議院法務委員会 参考人質疑 (難民審査参与員発言 (概要))

- 参与員が、入管として見落している難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができません。
- ほかの参与員の方、約百名ぐらいおられますが、難民と認定できたという申請者がほとんどいないのが現状です。
- 観光、留学、技能実習などの正規のビザで入ってきた後に、本来の目的から外れた段階で難民申請をするケースや、また、中には、不法滞在や犯罪で退去強制手続に入ってから難民申請するケースも多く (後略)
- 難民の認定率が低いというのは、分母である申請者の中に難民がほとんどいないということを、皆様、是非御理解ください。

【参考人として登壇した難民審査参与員による申請者の分類】

- ① 参与員の前で、一次審に言った主張と全く違う主張を繰り返す申請者
- ② 他の人と全く同じ主張をする申請者
- ③ 本人の主張が真実なら、当然説明できることが説明できない申請者
- ④ 条約上の迫害とは全く異なる内容で難民であると主張する申請者
- ⑤ 合理的な理由がなく難民認定申請を繰り返している申請者

難民認定申請理由

(令和元年に難民認定申請 (一次審査) が認められなかった者の主な申立て内容)

- そもそも申請理由自体が難民条約上の理由に直ちに該当するとは思われないものも相当数あり。
 - ① 知人、近隣住民、マフィア等とのトラブル
→ 全体の約37%
 - ② 本国の治安に対する不安
 - ③ 本邦での稼働希望
 - ④ 親族間のトラブル (遺産相続, 夫婦喧嘩等)
 - ⑤ 個人的な事情 (健康上の問題, 日本での生活の長期化)
- ⇒ 不認定者の約45%がこれらの理由に該当 (誤用・濫用の可能性あり)

難民認定制度の現状③/③

送還忌避者の難民認定申請の状況

- 送還忌避者：3,103人
 - うち難民認定申請中の者：1,938人
 - うち申請回数が3回以上の者：481人
 - 送還忌避かつ前科者：994人
 - うち難民認定申請中の者：466人
 - うち申請回数が3回以上の者：112人
- ※ 過去3回目以降の申請で難民と認められた事例は無し。

難民認定制度の誤用・濫用が疑われる事案

【送還忌避者 A】

- ① 不法入国後に「殺人、入管法違反」により、懲役12年の実刑判決
- ② 上記①刑務所出所後に難民認定申請（現在2回目）し、現在審査中

【送還忌避者 B】

- ① 正規在留中の「強制わいせつ致傷」により、懲役4年の実刑判決【前科1】
- ② 上記①刑務所出所後に当局に収容、仮放免許可後に「強姦致傷」により、懲役6年の実刑判決【前科2】
- ③ 上記①刑務所出所後に難民認定申請（現在2回目）し、現在審査中

【送還忌避者 C】

- ① 正規在留中の「恐喝等」により、懲役2年6月の実刑判決【前科1】
- ② 上記①刑務所出所後に当局に収容、仮放免許可後に「強姦」により、懲役5年の実刑判決【前科2】
- ③ 上記②刑務所において受刑中に「傷害、公務執行妨害」により、懲役1年2月の実刑判決【前科3】
- ④ 上記①受刑中に難民認定申請（現在4回目）し、現在審査中

【送還忌避者 D】

- ① 正規在留中の「強姦致傷等」により、懲役5年6月の実刑判決
- ② 上記①刑務所出所後に難民認定申請（現在2回目）し、現在審査中

他にも次ページ【送還忌避者 E・F】等の同様の事例が存する。

送還受入れ拒否国への対応

イラン人の国費送還

- イランは、平成28年1月までは我が国からの送還忌避者の送還（護送官付き国費送還）を受け入れていたが、**以降、これを受け入れなくなった。**
- 出入国在留管理庁は、平成30年1月から外務省と連携し、駐日イラン大使館及び本国政府関係機関との間で、護送官付き国費送還の受入れ再開を求める交渉を行っている。
- 平成31年4月の特定技能制度開始以降、法務省告示により、イランからは特定技能外国人の受入れを行わないものとしている。イランに対しては、同告示の内容も踏まえ、送還受入れを強く働きかけているところ。

イラン人送還忌避者の実態

- 送還忌避者3,103人中イラン人は、トルコ人（426人）に次ぎ、**2番目に多い330人**（収容中25人、仮放免中255人、手配中50人）
- 330人中、**167人が懲役1年を超える実刑判決**を受けており、**うち9割以上が薬物関係法令違反による有罪判決**となっている。

【送還忌避者 E】

- ① 不法残留中の「**覚せい剤取締法違反、関税法違反**」により、**懲役12年、罰金500万円の実刑判決**
- ② 上記①**受刑中**に**難民認定申請**（1回目）し、現在審査中

【送還忌避者 F】

- ① 不法入国後に「**麻薬特例法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反等**」により、**懲役10年、罰金400万円の実刑判決**
- ② 上記①**刑務所出所後**に**難民認定申請**（1回目）し、現在審査中

送還妨害行為の具体例

送還妨害行為

○ 送還妨害行為による航空機への搭乗拒否

退去を拒む外国人のごく一部には、本国に送還するための航空機の中で暴れたり、大声を上げたりする人がおり、そのような外国人については、**機長の指示により搭乗拒否されるため、退去させることが物理的に不可能となる。**

送還妨害行為の実態

○ 護送官付きの強制送還が完遂できなくなる被送還者による送還妨害行為は、平成28年以降、10件発生している。

【主な事例】

	地域	理由	前科
1	アフリカ	機内で大声を上げ抵抗。機長判断により、搭乗拒否されたもの。	不正作出支払用カード電磁的記録供用，詐欺等 懲役2年6月
2	中南米	機内で大声を上げ，激しく抵抗。機長判断により，搭乗拒否されたもの。	①強姦，恐喝，強姦未遂及び恐喝未遂 懲役6年 ②公務執行妨害 懲役10月
3	アフリカ	航空機搭乗直前のゲートで，大声を上げ抵抗。機長の判断により，搭乗拒否されたもの。	①入管法違反（不法残留） 懲役1年6月，執行猶予4年 ②暴行 罰金20万円 ③公務執行妨害，傷害及び器物損壊 懲役1年6月，執行猶予4年

長期収容の問題

長期収容の問題

- 現行法では、国外に退去すべきことが確定した外国人については、原則として、退去までの間、当庁の収容施設に収容することになっている。
 - ⇒ 帰国すれば収容は解かれる。
- そのような外国人が退去を拒み続け、かつ、強制的に国外に退去させる妨げとなっている事情【P4参照】が存在すると、収容が長期化する場合がある。
 - ⇒ 仮放免で社会に出すことが困難な者も存在（逃亡のおそれのある者等）
 - ⇒ 実際に仮放免中に逃亡する者が多数存在【P5, P14参照】

長期収容の現状

収容期間	H26.12末	H30.12末	R1.12末	R2.12末
6月以上1年未満	199人	190人	97人	70人
1年以上1年半未満	67人	178人	86人	39人
1年半以上2年未満	12人	146人	82人	24人
2年以上2年半未満	6人	76人	77人	17人
2年半以上3年未満	2人	65人	57人	16人
3年以上	4人	26人	63人	41人
合計	290人	681人	462人	207人 (注)

(注) 一部帰国希望者も含まれているため、P7の数値とは差異がある。
※ 各年末時点の数値（R2年はコロナ対策で仮放免を積極的に活用）

収容施設内の処遇環境

- 収容施設内に収容されている外国人は、保安上支障がない範囲で、できる限りの自由が与えられ、属する国の風俗習慣、生活様式を尊重
- **開放処遇**
定められた時間内(大半は朝～夕)、居室以外の収容エリア内で自由に入浴、洗濯、運動(サッカー、バスケットボール、卓球等)ができ、公衆電話で外部の者と話すことも可能
- **健康管理**
医師・看護師が診療に当たり、必要に応じて外部の病院に通院・入院させるなどの健康管理対策を実施(注)
- **面会**
親族、国籍国の領事官、被収容者の訴訟代理人の弁護士、知人・友人等の面会が可能

(注) 常勤医師の確保に苦慮している状況にある。

仮放免の問題

仮放免の問題

- 現在の入管法では、収容されている外国人の収容を一時的に解く仮放免が許可される場合もある。
- しかし、仮放免を許可するかどうかは、仮放免の請求の理由のほか、逃亡のおそれ、日本での犯罪歴の有無・内容等の様々な事情を考慮して判断されるため、収容された全ての外国人に仮放免を許可することができるわけではない。
- 中には、自らの健康状態の悪化を理由とする仮放免の許可を受けることを目的として、**拒食に及ぶという問題も生じている（拒食の結果仮放免となり、逃亡中の者は67人（令和2年末時点（速報値）））。**
- **仮放免された外国人が逃亡し手配中の事案も相当数（415人（令和2年末時点（速報値））に上っており、仮放免中に犯罪を犯す事例も発生している。**

身元保証制度の運用状況

- 収容されている外国人の仮放免に当たり、身元保証人を付ける例が多いが、保証人の中には**多数の逃亡者を発生させている例がある。**

【多数の逃亡者を発生させている身元保証人の例】

- ・ 弁護士A：約280人中約80人逃亡
- ・ 弁護士B：約190人中約40人逃亡
- ・ 弁護士C：約 50人中約20人逃亡
- ・ 支援者A：約170人中約40人逃亡
- ・ 支援者B：約 90人中約20人逃亡

※ 平成26年1月～令和3年3月末までに判明した概数

仮放免者の犯罪事例

- 仮放免中に犯罪行為に及び、我が国の安全・安心を脅かす事例も散見される。

【送還忌避者B】再掲

- ① 正規在留中の「強制わいせつ致傷」により、**懲役4年の実刑判決【前科1】**
- ② 上記①刑務所出所後に当局に収容、**仮放免許可後に「強姦致傷」**により、**懲役6年の実刑判決【前科2】**
- ③ 上記①**刑務所出所後に難民認定申請**（現在2回目）し、現在審査中

【送還忌避者C】再掲

- ① 正規在留中の「恐喝等」により、**懲役2年6月の実刑判決【前科1】**
- ② 上記①刑務所出所後に当局に収容、**仮放免許可後に「強姦」**により、**懲役5年の実刑判決【前科2】**
- ③ 上記②刑務所において受刑中に「**傷害、公務執行妨害**」により、**懲役1年2月の実刑判決【前科3】**
- ④上記①**受刑中に難民認定申請**（現在4回目）し、現在審査中

※ 全て令和2年12月末現在の状況 14

被收容者にかかる経費（医療費等）

被收容者にかかる経費の実態

被收容者にかかる医療費の推移（1人1月当たり）



- 近年、被收容者の医療費は、入院・通院治療費と薬品費のみで、年間2億円を超えている。
- 被收容者1人当たりの医療費（執行額）は、**1月当たり2万円を超えている。** ※年度単位の金額を「年間」収容延べ人数で除し、1月換算したもの

【診療件数及び投薬件数】

- 近年、例年**2千件以上の庁外診療**、**1万5千件以上の庁内診療**を実施している。
- 被收容者の病状等を踏まえ、例年**80万～120万件以上の投薬**を実施している。

被收容者にかかる食糧費の推移



被收容者の送還にかかる送還費の推移



(参考資料) 諸外国法制について

国名	難民認定申請等の送還停止効の例外	収容期間の上限	収容に当たっての司法審査	退去の命令違反罪又は旅券発給申請命令違反罪
日本	なし	なし	なし	なし
米国	<ul style="list-style-type: none"> 再申請自体を制限 	原則：退去確定後90日 ※ 例外的に延長可	なし	あり
豪州	<ul style="list-style-type: none"> 再申請自体を制限 	なし	なし	なし
英国	<ul style="list-style-type: none"> 明らかに根拠がない申請の場合 	なし	なし	△ (旅券発給申請命令違反罪)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 3回目以降の申請の場合 公共の安全を害する場合 等 	原則：最長合計90日 ※ 例外的に210日まで可	初回決定：なし 延長決定：あり	あり
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 明らかに根拠がない申請の場合 公共の安全を害する場合 等 	原則：6か月 ※ 例外的に12か月延長可	あり	△ (旅券取得義務違反は刑罰ではなく金銭罰)

※ 現時点における調査で判明している範囲で記載している。